

令和2年5月1日修正（第2版）

休業要請等を受けて通所系サービス事業所等が居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、サービスを提供した場合の取扱い

居宅介護支援事業所と通所系サービス事業所等が連携し、利用者の意向、居宅サービス計画および個別サービス計画の目標、内容を踏まえた利用者にとって必要なサービス等を確保する観点に立ち、利用者を支援しサービス提供を行ってください。

また、実施にあたっては、利用者、従事者の健康を守るため、適切な感染防止対策を徹底してください。

記

1 本取扱いの範囲

通所系サービス事業所および介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス）事業所（以下「事業所」と言う。）が、下記(1)(2)の場合に利用者の居宅を訪問しサービスを提供もしくは電話による安否確認を行った場合

(1) 都道府県等からの休業要請を受けて休業している場合

(2) 感染拡大防止の観点から、下記の対応をしている場合

- ・自主的に休業や一部サービスの縮小をしている場合（以下「自主休業」と言う。）
- ・利用者の希望に応じて、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を適宜組み合わせて実施する場合（利用者によっては②のみのサービス提供もあり得る。）

（介護保険最新情報 Vol.770、Vol.773、Vol.779、Vol.796）

2 報酬請求上の留意点

(1) 提供したサービス区分（通所系サービスの報酬区分）を算定すること。

通所リハの職員が通所リハの代替として訪問する場合、訪問リハでなく通所リハの報酬区分を算定

(2) サービス提供時間が短時間の場合、最短時間の報酬区分で算定すること。

- ・通所介護、地域密着型通所介護および認知症対応型通所介護（以下「通所介護等」と言う。）
サービス提供時間が2時間未満の場合、2時間以上3時間未満の報酬区分で算定
- ・通所リハビリテーション
サービス提供時間が1時間未満の場合、1時間以上2時間未満の報酬区分で算定

(3) 1日に複数回の訪問を行い、サービスを提供する場合には、それぞれのサービス提供時間に応じた報酬区分を算定できるものとする。ただし、1日に算定できる報酬は居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限とし、その場合は居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分で算定する。

例：3時間以上4時間未満のサービスを提供していた通所介護等が、時間を分けて1日に2回の訪問を行った場合は、2時間以上3時間未満を2回算定するのではなく、3時間以上4時間未満の報酬区分で算定

(4) 介護予防・生活支援サービス事業の通所サービス費の算定

月の途中で本通知の1(1)、(2)となった場合、当該月については回数コードを使用し、実際に利用した回数を実績のある日において算定すること。

その後引き続き一部サービスの提供を縮小している場合や①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を適宜組み合わせる場合（「4 訪問に替えて電話による安否確認を行う場合」を含む）は、当該月は、回数コードを使用し実際に利用した回数を実績のある日において算定すること。

なお、その場合、あらかじめケアプランに位置づけられた頻度（週1回程度であれば1月の中で全部で4回まで、週2回程度であれば1月の中で全部で8回まで）を超えて算定することはできません。週1回程度で5回以上、週2回程度で9回以上の提供がある場合は、月額包括報酬を算定してください。

本通知の1(1)、(2)の臨時的な取り扱いが終了した際には、翌月から月額包括報酬を算定すること。

（介護保険最新情報 Vol.770、Vol.796）

3 事業所が居宅を訪問するにあたっての運営上の留意点

(1) 代替サービスの確保と居宅介護支援事業者等との連携

- ① 事業所は代替サービスの実施や自主休業を検討するにあたり、利用者のサービスの確保について居宅介護支援事業所に相談してください。
- ② 居宅介護支援事業所を中心に、利用者に必要なサービスが提供されるよう、事業所からの訪問サービス等の適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保してください。
- ③ 代替サービスの提供を行ってもなお利用者や家族のストレスが高く緊急性が高い、あるいは、居宅では入浴できない、長時間の見守りが必要等居宅では適切なサービスが提供できないと判断される場合には、人数、時間等を限定して事業所内において支援を実施する等の対応を検討してください。
- ④ 事業所は、サービス提供時に、居宅で過ごしている利用者の心身の状況を的確に把握してください。また、その結果、利用者の希望や状態の変化を把握した場合は、居宅介護支援事業所と連携してください。

(2) 緊急時等の対応

事業所は、利用者からの連絡方法や利用者の居宅における緊急時の対応方法についてあらかじめ定め、利用者や家族に説明してください。また、利用者の急変時は速やかに救急要請を行ってください。

(3) 勤務体制の確保等

介護保険最新情報 Vol.779 では「事業所におけるサービス提供と居宅への訪問によるサービス提供を組み合わせることで、人員基準が満たされなくなる場合も考えられるが、その場合減算をしなくても差し支えない」とされていますが、その場合においても、利用者に対する適切なサービス提供に必要な人員を配置し、事故発生の防止に努めてください。

(4) 内容および手続の説明および同意

事業所は、サービス提供前に、代替サービスの内容、提供方法、利用料、利用者からの連絡方法や緊急時・事故発生時の対応等について丁寧な説明を行い同意を得てください。

特に料金については、短時間のサービス提供であっても「それぞれのサービスの最短時間の報酬区分で算定」した利用者負担額を利用者は支払うことから、特に丁寧な説明を行い利用者から同意を得てください。

(5) 個別サービス計画の作成

事業所は、個別サービス計画に、サービスの具体的な内容、所要時間、プログラム、担当等を記載してください。また、利用者および家族に説明し、利用者から同意を得、その個別サービス計画を利用者に交付してください。

(6) 衛生管理等

利用者の居宅への訪問時は、事前の検温、健康状態や変化の有無の確認、サービス提供前後における手洗いや手指消毒、マスク・エプロンの着用、必要時の手袋の着用、換気等感染防止対策を徹底してください。

(7) サービスの提供の記録

事業者は、サービスの利用状況の把握等のために、サービスの提供日、提供時間、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等を記録してください。

(介護保険最新情報 Vol.770、Vol.779、Vol.810)

4 訪問に替えて電話による安否確認を行う場合

通所介護等については、利用者の意向を確認した上で、あらかじめケアプランに位置づけられた利用日については、電話による安否確認について算定が可能とされています。上記2、3以外の留意点は下記のとおりです。

(1) 居宅介護支援事業者等との連携

居宅介護支援事業所は、利用者の特性を踏まえ、提供の必要性や目的、電話で確認する項目を検討してください。

※必要と想定されるケース(例示)

(日中)独居で他のサービスを利用しておらず安否確認が必要

訪問と電話を組み合わせる支援をすることが効果的

精神的に支援が必要な利用者や家庭 など

(2) 算定できる回数

1(1)の場合、1日2回まで

1(2)の場合、1日1回まで

(3) 安否確認の項目

健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、休業中に希望するサービスの提供内容や頻度、居宅介護支援事業所と相談の結果必要と判断された事項等

(介護保険最新情報 Vol.809)

5 居宅介護支援業務実施にあたっての留意点

- (1) 介護支援専門員のアセスメントの結果、利用者の状況や居宅サービス計画の課題や目標は変わらないが、通所系サービス事業所が訪問サービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えないとします。この場合においても、他サービス事業者等に報告をしてください。
- (2) 休業要請により早急にサービスを変更する必要がある場合や感染拡大防止のため利用者の居宅への訪問を控えた場合、アセスメントや居宅サービス計画の利用者等への説明は電話、メール等の手段で差し支えないので、事前に、サービス変更の内容、費用について利用者から口頭等で同意を得るよう努めてください。
この場合でも居宅サービス計画は速やかに作成し、郵送や後日持参等の方法で文書を交付し、同意を得てください。
- (3) 行った居宅介護支援業務については、支援経過等に適切に記録してください。

(介護保険最新情報 Vol.816)